

第2章 生涯学習推進計画の骨格

1 計画の位置づけ

(1) 性 格

第2次生涯学習推進計画は、第5次豊川市総合計画に定められている内容に基づき、生涯学習分野における計画事項を具体化するにあたっての理念、目標、方針、施策を示すものであり、その意味では、生涯学習行政における最上位計画として位置づけられるものです。

(2) 計画期間

計画期間は、平成18年度から平成27年度までの10年間とするものです。今後予測される社会情勢の変化や国の生涯学習推進施策の動向などを踏まえ、5年を目途に必要な応じて見直しを行うものとします。

(3) 計画内容

生涯学習は、すべての市民の学習活動の総称であり、市民がそれらの活動を質的・量的に充実していくための学習環境の整備は、行政の重要課題の一つといえます。

第2次生涯学習推進計画はこれらを踏まえ、乳幼児から高齢者、外国人に至るまですべての市民がいきがいを持てるよう生活の質的向上を支援し、一人ひとりの幸せづくりに寄与するため、基本理念・基本目標と5つの基本方針を定め、生涯学習を推進していきます。

なお、学校教育については、広義的には、生涯学習の重要な柱の一つですが、本計画には、学校教育そのものの計画は含まれていません。

2 基本理念

第2次豊川市生涯学習推進計画については、第5次豊川市総合計画の将来像を生涯学習の分野から実現していくことを目的とし、長期的な視点から前計画の基本理念を踏襲するものとします。

生涯学習推進計画の基本理念

人がまちを創る まちが人をはぐくむ

「人がまちを創る」

まちを構成しているのは、市民一人ひとりです。

市民が様々な学習活動を通じて、成長を続けることによって、まちも住みやすく発展し、魅力を増していきます。

「まちが人をはぐくむ」

市民が生涯を通じて学ぶ学習テーマは無数にありますが、何をどれだけ学ぶことができるかは、まちが持っている人材、施設とともに学習機会などによって大きく影響されます。

まち全体として、学習しやすい環境を整えることで、市民の豊かな学び、豊かな交流が生まれ出されます。

人とまち、その相互成長の鍵が生涯学習です。

総合計画では

第5次豊川市総合計画では、豊川市の将来像を次のように掲げています。

光と緑に映え、ゆたかで、住みよい、夢のあるまち

「光」は平和で希望あふれる未来に向かっての限りない発展を、「緑」はあたたかい心に満ちた美しいふるさとを、「ゆたか」は市民生活のなかで多様な選択が可能な、いきいきとしたまちを、「住」は生活のすべての面で、より良く暮らすことのできるまちを、「夢」は市民の夢を集め描く、創造性豊かなまちを表しています。

本市の将来像は「豊かな自然と歴史を守りながら、地域と行政が連携・協働し、すべての市民が安全で安心して健やかに暮らすことのできるまち」をめざすもので、豊川市が永遠に求める姿です。

3 基本目標

第2次豊川市生涯学習推進計画は、前計画の基本目標を踏襲しつつ、第5次豊川市総合計画のまちづくりの目標を生涯学習の分野から実現していくことをめざします。

生涯学習推進計画の基本目標

豊かさを感じることでできる生涯学習のまち

豊かさを感じることでできる生涯学習のまちとは

市民が主体的に学べる生涯学習社会

だれもが豊富な情報をたやすく得られ、自由に機会を選んで、多様化する市民ニーズに合った学習ができる地域社会をめざします。

学び合い、成果を活かす生涯学習社会

学ぶよろこび、成果を活かすよろこびが自己充実感につながり、生きがいを実感できる地域社会をめざします。

学びをとおして交流できる生涯学習社会

学習を通して、世代・性別・国籍などを越え、多様な交流が図られ、全員で支えあう地域社会をめざします。

総合計画では

第5次豊川市総合計画では、豊川市の将来像を実現するまちづくりの目標を、次のように掲げています。

元気の出るまち、住みたくなるまち みんなでつくろう豊川

また、教育分野の基本目標を次のように定めています。

あらゆる世代の人が豊かな心を育てています

次代を担う子どもたちからお年寄りまで、市民一人ひとりが自発的、積極的に学習に親しみ、人間性を養うことができる環境が必要です。

市民の幅広い学習活動、文化活動、スポーツ活動などの多種多様な意欲にこたえるため、生涯学習環境の整備に努めます。

総合計画における生涯学習関連の目標指標

目標指標	現状値		目標値	
	H17	H19	H23	H27
生涯学習活動を行っている市民の割合	56.2%	57%	59%	60%
60歳以上で習い事や趣味の活動をしている人の割合	63.7%	64%	64%	65%
週1回以上スポーツや運動をしている市民の割合	36.6%	38%	40%	40%

4 基本方針

前述した基本理念に基づき、基本目標を達成するため、以下に掲げる5つの基本方針を定めます。

(1) 学習機会の充実を図る

市民ニーズの多様化等が進む中、ライフステージや社会の変化に対応した学習機会の充実を図ります。

(2) 学習成果の活用と人材育成を推進する

学習した成果を活かすことのできる機会の整備や指導者等の人材の育成を図り、人的なネットワークづくりの支援を行う中で、地域社会に還元できる環境をつくります。

(3) 学習関連施設の整備・活用を図る

身近な施設や設備を整備・活用し、より利用しやすく、だれもが学習をしやすい学習環境を整えます。

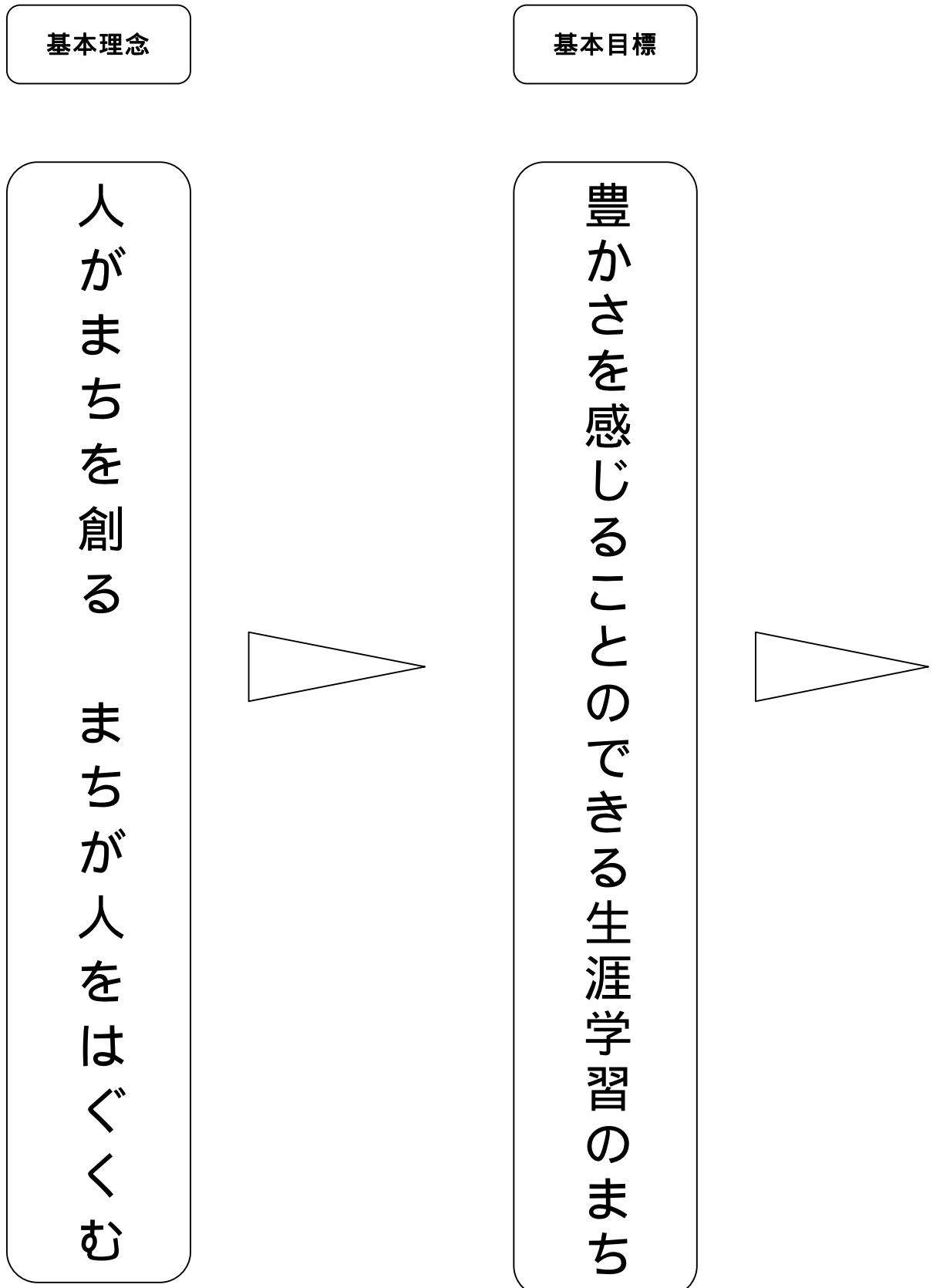
(4) 学習情報システムを構築する

IT関連機器を活かした情報のネットワーク化を図り、生涯学習情報を収集・整理し、適切に提供できるシステムの整備を進めます。

(5) 生涯学習推進体制の機能強化を図る

生涯学習活動を効果的に進めるため、関係する職員、部署、団体等と連携した推進体制を整備していきます。

5 施策の体系図



基本方針

方 策

1 学習機会の充実を図る

- (1) ライフステージに対応した学習機会の整備・提供
- (2) 地域生涯学習講座の展開
- (3) 高等教育機関等との連携

2 学習成果の活用と人材育成を推進する

- (1) 学習成果の評価
- (2) 指導者の養成
- (3) 生涯学習を支援するボランティア体制の整備・充実
- (4) 人的ネットワークづくりの支援と活用

3 学習関連施設の整備・活用を図る

- (1) 施設の整備
- (2) 民間施設・学校施設の活用

4 学習情報システムを構築する

- (1) ITを活用したネットワークの構築
- (2) 生涯学習情報の収集・整理・提供

5 生涯学習推進体制の機能強化を図る

- (1) 行政における推進体制の充実
- (2) 生涯学習関連団体の育成
- (3) とよかわカレッジ（仮称）構想